

雑草性赤米を圃場内で発見した際に対応すべき項目

チェック1□ 早急に手取り除草を行い、圃場内に籾を脱粒させない

- ・ 株元から抜き取る。穂を刈り取る場合には、遅れ穂の再生に注意する。
- ・ 完全に除草するためには、数日間あけて収穫直前まで除草を繰り返す必要がある。
- ・ 除草した株や穂は畦畔など圃場付近に放置せず、焼却等で確実に処分する。
- ・ 作業後は鞋底、衣類等に付着した籾を他の圃場に持ち込まない様に注意する。
- ・ 除草時に赤米の特徴(出穂日、草丈、芒、ふ先色、籾色、脱粒程度等)に留意する。

チェック2□ 発生圃場の近隣圃場および関連する圃場での発生を調査する

- ・ 発生圃場に隣接する圃場での発生を調査する。
- ・ 同じ農家の所有・管理する圃場は、隣接いかんに関わらず調査する。
- ・ 複数の農家が作業機械を共用している場合には、全ての農家について調査する。
- ・ 特定の種籾や苗が疑われる場合には、使用した全ての農家について調査する。
- ・ パンフレット等で地域の農家(特に作業受託者)に注意を喚起し、発生情報を収集する。

チェック3□ 作業機械等を介した種子の拡散を防ぐ

- ・ 発生圃場での収穫作業等は未発生圃場の後に実施する。
- ・ 上記の順序が前後する場合には、作業機械の徹底した洗浄を行う。

チェック4□ 収穫後は耕起せず、田面の籾を暴露させる

- ・ 収穫後は翌春まで耕起をしない。可能ならばワラ等の収穫残渣で田面を覆わない。
- ・ 脱粒した籾を地表面に露出させることにより、凍死、鳥による捕食等を促す。

チェック5□ 収穫物への赤米の混入を調査する

- ・ 発生圃場(発生が疑わしい圃場)からの収穫物は集荷を分ける。
- ・ 玄米に調整後、色彩選別機等で赤米の混入を確認する。
- ・ 検出された赤米の一部を保存し、発生源・履歴等の調査に活用する。

チェック6□ 可能ならば畑作に転換する。水稻の直播栽培は行わない。

- ・ ダイズ等の畑作物を栽培し、イネ科雑草用の除草剤および中耕等により防除する。
- ・ 稲作を継続する場合には、移植栽培する。直播栽培は行わない。
- ・ 水稻移植栽培では除草剤の体系処理を行う。手取り除草は必ず実施する。
- ・ 自家採種した種籾は使用しない